

令和7年度 おおさか気候変動対策賞
実施要領

令和7年7月7日

1. 趣旨

- (1) 事業活動における気候変動の緩和（電気の需要の最適化を含む）及び気候変動への適応に関し、他の事業者の模範となる特に優れた取り組みをした事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）を表彰します。
- (2) 取組内容をウェブページ等で広く公表することにより、大阪府内の事業者等の意欲を高めるとともに、対策の一層の普及促進を図ります。

2. 賞の名称及び種類

- (1) 賞の名称は、「おおさか気候変動対策賞」とします。
- (2) 緩和及び適応の各分野において、最も優れた取り組みを実施した事業者等に、大阪府知事賞が授与されます。その他優れた取り組みを実施した事業者等に優秀賞が授与されます。
- また、各分野において審査の結果、特筆すべき取り組みを実施している事業者等について特別賞が授与されることがあります。

各分野の表彰数		
	緩和分野	適応分野
大阪府知事賞	1	1
優秀賞	2	2

※表彰数は、状況により変更する場合があります。

3. 対象となる取組事例

大阪府内に事業所を有する事業者又はその事業所の次の取組みが対象となります。取組みについては、過去からの継続的なものも評価の対象とします。

(1) 緩和分野

事業活動における温室効果ガスの排出量の積極的な削減に向けた実践活動

【例】

- ・再生可能エネルギー由来の電力への切替えや、再生可能エネルギーにより自家発電した電力の使用、オンサイト／オフサイトPPAの活用によるCO₂排出量の削減
- ・電気自動車への切替えによる燃料の使用によるCO₂排出量の削減
- ・省エネ診断を受診し、診断結果に基づく排出削減のための各種取組み
- ・LEDや高効率空調設備など省エネ製品の導入によるエネルギー使用量の削減
- ・ボイラー、コンプレッサー、熱源機器等設備の運用改善によるエネルギー使用量の削減
- ・BEMS、FEMSの導入によるエネルギーマネジメントの実践

- ・ 自然冷媒を活用した冷凍空調機器の導入
- ・ 森林整備や木材利用の推進（当該活動によるクレジットの創出・活用を含む）
- ・ 上記のほか、コージェネレーション、ヒートポンプ、新エネ製品、省エネ製品、省エネ型新交通システム、ESG投資、脱炭素経営等、国内外の温室効果ガスの排出を低減する技術や製品、企業戦略の大規模導入・先導的導入及び積極的な活用、地球温暖化防止に資するライフスタイルや、地域における効果的な節電等に関する積極的な実践または電気の需要の最適化の観点からエネルギー使用量の増加する夏期（7月～9月）及び冬期（12月～翌年3月）に取り組んだ対策

（２）適応分野

気候変動による影響・気候リスクの評価や気候変動の影響に対する施策など、事業活動における気候変動から受ける影響を低減・回避させる実践活動。

【実践活動の例】

- ・ 気候変動による資源調達リスクを低減するための調達先、生産地の分散化
- ・ 農林水産物の品質低下や収穫量の減少リスク回避のための高温障害に強い品種への置き換え
- ・ 漁場をはじめとした海、川、湖の水環境、動植物等自然生態系の継続的モニタリング
- ・ 従業員や利用者のためのミスト設置や熱中症対策グッズの配布等暑熱ストレス軽減技術の導入、WBGT計の設置や暑さ指数を活用した周知の実践
- ・ 暑熱を軽減するための日射の遮蔽や緑化、建物への遮熱塗料の塗布等の措置
- ・ 施設の能力を上回る浸水・高潮被害を予防又は軽減するための防潮壁や止水壁の設置、重要施設や受電設備の移設、建物の水密化、危険物の漂流対策等の措置
- ・ 台風や集中豪雨による内水氾濫や高潮、土砂崩れ等を想定した防災マニュアル策定や地域と共同で行う防災訓練の実施
- ・ 気候変動による影響を踏まえた事業継続計画（BCP）の策定やそれに伴う生産設備の代替措置等のマニュアル化
- ・ 上記のほか、農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野で、気候変動の影響による国内外の被害を回避又は低減する優れた適応の先進的導入及び積極的な実践、企業や地域等の気候変動への強靱性や持続可能性の向上を目的とした気候変動リスク分析及び適応の導入における積極的かつ先進的な取り組み

4. 審査基準

気候変動対策等の内容において、次に掲げる観点から優れた取組みを実施していること。

①貢献度

<緩和分野>

大量の温室効果ガス排出削減など、地球温暖化防止に具体的な効果を示し、貢献していること。

<適応分野>

農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野などに関して、気候変動への適応に具体的な効果を示し、貢献していること。

②波及性

<緩和分野>

製品や活動を通して、率先的行動の意義が大きく、脱炭素社会への新たなライフスタイル変革への波及効果が期待できること。

<適応分野>

製品や活動を通じて、率先的行動の意義が大きく、気候変動適応の取組みへの波及効果が期待できること。

③持続性

<各分野共通>

一過性のイベントや活動ではなく、持続可能な仕組みを確立しており、活動の持続的な発展が期待できること。

④刷新性

<各分野共通>

従来の取組みにはないアプローチ等により、持続可能な未来に向けた刷新的な取組みをしていること。

5. 応募について

(1) 募集方法

①自薦の手続き

事業者等は、この賞の候補となる優れた活動について、この実施要領に定めるとおり、大阪府知事に対して自ら推薦（自薦）することができます。

②他薦の手続き

市町村及び団体等は、この賞の候補となる事業者等の優れた活動があると認めるときは、この実施要領に定めるとおり、大阪府知事に推薦（他薦）することができます。

(2) 応募資格

①大阪府内に事業所を有する事業者又はその事業所とします。

事業所として応募される場合は、同一活動による応募は1事業者あたり1事業所のみとし、当該事業所で実施した活動を事業者全体（他事業所）へ広げる計画や方針を設けていること。

②同一活動により既に「おおさか環境賞」の表彰を受けている活動は応募できません。

③次の各号のいずれかに該当する事業者等は受賞対象から除きます。

- ・大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている事業者等
 - ・その他、本賞にふさわしくないと大阪府が判断した事業者等
- 例) 法律や大阪府条例に基づく改善勧告、改善命令、罰則等を受けている事業者等

(3) 応募書類と提出方法

①応募書類

・応募申請書

おおさか気候変動対策賞のウェブページから、応募申請書をダウンロードの上、記入例を参考に記入フォームに沿って必要事項を記入してください。

・参考資料

事業概要を示す資料（パンフレット、ウェブページ等の既存資料など）や活動内容に関する資料（報告書、新聞、雑誌記事など）があれば、応募申請書と合わせて提出してください。ただし、A4 サイズで 20 ページまでとし、PDF で送付してください。（容量が 8 MB を超えるとメールでの受信ができない可能性があるため、別途ご連絡ください。）

②提出方法

応募書類の電子データを下記メールアドレスの「おおさか気候変動対策賞事務局」宛に提出してください

件名を『おおさか気候変動対策賞申込み』としてください。郵送は不要です。

eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp

電子メール受信により受付を行いますので、電子メール送信後、必ず電話にて、大阪府脱炭素・エネルギー政策課あて受信の確認をお願いします。

(4) 募集期間

令和7年7月7日（月）～令和7年10月15日（水）

6. 現地確認・ヒアリングの実施

審査・選考の前に、必要に応じて事務局が現地確認又はヒアリングを行います。現地確認又はヒアリングが必要となる事業者等には、事務局から事前に通知します。

7. 審査・選考

大阪府環境審議会気候変動対策部会による審査を経て大阪府が決定します。

8. 審査スケジュール

11月～	現地確認又はヒアリング（必要に応じて実施します。）
1月下旬～2月	審査・選考（非公開）
2月下旬～3月	表彰式

9. 審査結果の発表、表彰

審査・選考後、応募者全員に審査の結果を通知します。なお、受賞者は2月下旬～3月に、大阪府知事賞と優秀賞及び特別賞に分けて表彰式を行う予定です。

表彰式後に、表彰式の写真と受賞者の取組概要をおおさか気候変動対策賞のウェブページに掲載します。

10. 「気候変動アクション環境大臣表彰」への推薦について

令和7年度おおさか気候変動対策大阪府知事賞の受賞者については、令和8年度気候変動アクション環境大臣表彰へ推薦を予定しています。大阪府知事賞の受賞者に対しては、気候変動アクション環境大臣表彰への応募について、令和8年6月頃に意向調査を行います。

11. 問い合わせ

おおさか気候変動対策賞事務局

（大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 気候変動緩和・適応策推進グループ）

TEL：06-6210-9553

E-mail：eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp